

次期自転車活用推進計画 措置(「健康」「観光」) 新旧対照表

資料3

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現			
施策番号	施策	講ずべき必要な措置(現計画)	講ずべき必要な措置(次期計画)
8	自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進する。	①国際規格に合致した競技施設の整備に対する国としての支援の在り方に関する検討を行う。	①国際規格に合致した競技施設の整備に対する国としての支援の在り方に関する検討を行う。
9	公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、障害者や幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。	①サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、自転車競技者を含む関係者に協力を要請することにより、既設競輪場を活用した市民参加の取組や、公園等の有効活用等を促進する。	①サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、自転車競技者を含む関係者に協力を要請することにより、既設競輪場を活用した市民参加の取組や、公園等の有効活用等を促進する。
		②障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等について検討する。	②障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等について検討する。
		③タンDEM自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、都道府県警察に働きかける。	③タンDEM自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、 既に公道走行を解禁した事例の周知を行うことにより 都道府県警察に働きかける。
10	国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。	①国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、その施策活動の一部として、運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を強化する。	①国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、その施策活動の一部として、運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を強化する。
		②サイクルツーリズムを推進する地方自治体・企業・団体等に対して、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入、広報活動について、検討及び実施を働きかける。	(削除) ※13-⑤に移行
		③地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開方法等について検討する。	②地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開方法等について検討する。
		④地方公共団体等と連携して、個人や一定の地域等において、自転車活用による健康増進や医療費に与える影響等に関する国内外の科学的知見の収集や、国内における自転車の活用による医科学的効果に関する調査・研究を進める。	③ 自転車通勤をはじめとした自転車利活用による健康増進の効果に関しての医学的知見を収集するなど必要な調査・研究を進めるとともに、当該調査・研究の結果を活用しながら、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を進める。
		⑤地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。(7-①の再掲)	(再掲削除)
		⑥歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設定等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施するとともに、これらの取組に関する事例等をとりまとめ、地方公共団体に対して周知を図る。(7-③の再掲)	(再掲削除)
		⑦無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確保を図るため、地方公共団体や電線管理者に対して、無電柱化に関するノウハウを普及するための、マニュアルの周知や研修等を実施する。(7-④の再掲)	(再掲削除)

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策番号	施策	講ずべき必要な措置(現計画)	講ずべき必要な措置(次期計画)
11	自転車通勤等を促進するため、広報啓発の強化をはじめ総合的な取組を推進する。	<p>①関係府省庁及び関係機関が連携し、協議会を設置した上で、自転車通勤に関する課題(通勤手当の支給や、通勤災害への対応、駐輪場や更衣室の設置等)について検討するとともに、自転車通勤導入に関する手引きを作成すること等により、通勤における自転車利用拡大のための広報啓発を実施する。</p> <p>②企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト(仮称)を創設し、支援の在り方について検討する。</p> <p>(新設)</p> <p>③国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。</p>	<p>①「<u>自転車通勤導入に関する手引き</u>」(令和元年5月自転車活用推進官民連携協議会作成)について、<u>自転車通勤のニーズの高まり等の実態を踏まえて安全対策等の記載の充実を図るほか、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」制度の経済団体等を通じた更なる周知を図る等、自転車活用推進官民連携協議会等を通じて、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大のための広報啓発を強化する。</u></p> <p>(削除) ※11-①、11-②に移行</p> <p>②<u>企業等による自転車通勤制度の導入を促進するため、自転車で通勤しやすい環境の整備等の取組に対する具体的な支援の在り方について検討する。</u></p> <p>③国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。</p>

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

施策番号	施策	講ずべき必要な措置(現計画)	講ずべき必要な措置(次期計画)
12	関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。	<p>①自転車の活用に関するポータルサイトを開設し、海外向け情報発信を強化すること等により、地方公共団体等と連携して、自転車に関する国際会議の誘致・開催に向けた検討を行う。</p> <p>②国際的なサイクリング大会開催を希望する地方公共団体と連携し、国としての支援の在り方に関する検討を行う。</p>	<p>①自転車活用推進本部や日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトを活用し、海外に向けた情報発信を行うとともに、地方公共団体等と連携し、自転車に関する国際会議の誘致・開催に向けた検討を行う。</p> <p>②国際的なサイクリング大会開催を希望する地方公共団体と連携し、国としての支援の在り方に関する検討を行う。</p>
13	官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備、国内外へのPR等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。	<p>①太平洋岸自転車道等を対象として、先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、迷わず安全に走行できる環境整備、自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、官民が連携して世界に誇るサイクリングロードの整備を図る。</p> <p>②大規模自転車道を含めた、広域的なサイクリングロードの整備を推進する。その際、サイクリングロードの安全性や連続性を確保するため、農道や臨港道路を含む道路管理者及び河川管理者等からなる横断的協議機関の設置を促進するとともに、歩行者と自転車の交錯等の安全性に関する課題等について検討する。</p> <p>③日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートについて国内外へPRを図るため、ナショナルサイクルルート(仮称)の創設に向けて、インバウンドにも対応した走行環境や、サイクリングガイドの養成等受入れ先として備えるべき要件、情報発信の在り方等について検討する。</p> <p>④鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン、サイクルバスの実施について検討を促す。</p> <p>⑤道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅や空港におけるサイクリストの受入サービスの充実に向けて、施設管理者等の関係者に対して協力を要請する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>①誰もが迷わず安全・快適に走行できる環境整備や自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり等を支援し、ナショナルサイクルルートをはじめとした世界に誇るサイクリングルートの整備を図る。</p> <p>②農道、臨港道路を含む道路、河川等の施設管理者や都道府県警察等の関係機関が連携して安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する。</p> <p>(削除) ※13-①に移行</p> <p>③鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン、サイクルバスの実施について検討を促す。</p> <p>④道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅、空港、商業施設等におけるサイクリストの受入サービスの充実を図るため、地方公共団体や施設管理者等への働きかけを行う。</p> <p>⑤サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの充実や受入環境整備等、地域の関係者が広域的に連携し、観光客の来訪・滞在促進や心身の健康面を含めた満足度向上に繋がる取組に対し総合的な支援を行い、支援実績の横展開を行う。</p> <p>⑥マウンテンバイク愛好家らと森林を有する地域が連携・協働してコース整備や森林の保全管理等を行う取組事例の情報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開方法について検討する。</p>